

平成29年度青森市指定管理者選定委員会 会議概要  
〔指定管理者募集要項〕に係る審査

- 1 開催日時 平成29年7月6日（木）13：00～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎2階庁議室
- 3 対象施設 青森市営住宅（青森地区）（22団地）
- 4 出席者
  - （1）選定評価委員  
委員長 横内 修（市民政策部理事次長事務取扱）  
委員 岸田 耕司（財務部次長）  
委員 加福 理美子（市民生活部次長兼行政情報センター所長）  
委員 坪 真紀子（経済部理事次長事務取扱）  
委員 森 宏之（青森大学教授）
  - （2）施設所管課（都市整備部住宅まちづくり課）  
参事 石郷 昭規  
副参事 堤 省一  
主査 藤本 晃弘
  - （3）制度所管課（市民政策部政策推進課）  
課長 船橋 正明  
主幹 高野 新  
主事 畑井 裕樹
- 5 欠席者  
選定評価委員  
副委員長 加藤 文男（総務部理事次長事務取扱）  
委員 古川 司（東北税理士会青森支部）
- 6 案件 「青森市営住宅等指定管理者募集要項」について
- 7 審査結果  
募集要項（案）への指摘事項を修正後、募集に当たることについては、全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。

## 8 主な質疑内容

(委員)

維持修繕業務について、経常修繕を130千円以下は指定管理者、130千円を超えるものは市が行うこととしているが、退去修繕も同様に130千円で役割分担して行うのか。

(施設所管課)

退去修繕については、入居者の責任によるものを除き、金額に関係なくすべて指定管理者が行うものとする。誤解のないように仕様書の記載内容を工夫する。

(委員)

備品の管理の方法について、募集要項等に具体的な記載がない。指定管理者が持ち込んだ備品があった場合や市の備品に廃棄等が生じた場合、適正に管理できないのではないか。

(施設所管課)

市の備品について、台帳等により適正に管理するよう仕様書に記載する。

(委員)

指定管理者が取り扱う文書について、どのように管理を行わせるのか。業務の引き継ぎが生じた場合、円滑に進まないなどの問題が生じるのではないか。

(施設所管課)

文書管理について、市のルールを準拠させるなど適正に管理するよう仕様書に記載する。